

岡崎墓園の利用を希望するかたへ

岡崎墓園の利用にあたっては、岡崎市墓園条例、岡崎市墓園管理規則などによる決まりがあります。「岡崎墓園墓地利用許可証」とともに配布する「岡崎墓園 利用の手引き」をよくお読みのうえ、正しく利用していただきます。

1 応募資格

岡崎墓園の墓地区画の利用について申込みをする場合、申込みをするかたは、次の要件を満たしていることが必要です。

- 申込時まで市内に1年以上住所を有し、利用開始時にも岡崎市民であること
- 親族の焼骨を保有していること（分骨は不可）
- 3年以内に墳墓を設置すること
- 岡崎墓園内に他の墓地区画を利用していないこと
（墓地の利用は1世帯につき1区画とさせていただきます）

申込みをする場合は「応募資格」をすべて満たしていることをあらかじめご確認ください。

2 申込み

(1) 申込期間

令和5年8月25日（金）～9月8日（金）（土、日は除く）に「岡崎墓園墓地利用申込書兼利用許可申請書」を添付書類とともに墓園管理事務所に提出してください。

(2) 必要書類

必要なもの	注意事項
岡崎墓園墓地利用申込書兼利用許可申請書	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要
申請者の住民票の写し（コピー不可）	• 本籍が記載されているもの • 発行してから3か月以内のもの
親族の焼骨保有を証明できる書類 ※親族であることがわからない場合は、別に親族とわかる書類を確認させていただきます。	●焼骨を自宅で保管している場合 • 火葬許可証又は火葬証明書 ●他に焼骨を埋蔵又は収蔵している場合 • 埋蔵又は収蔵の事実について、墓地又は納骨堂の管理者が証明した書類（例：埋蔵証明書） （発行してから1年以内のもの）
岡崎墓園管理料納付に伴う誓約書	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要

【注意】

- 代理人による申請書提出をする場合は、委任状を添付ください。代理人のかたは本人確認のための身分証明書（運転免許証等）をご持参ください。

申込み多数の場合は使用者を抽選で決定します。また、利用区画についても併せて決定します（「3抽選会」を参照）。

永代使用料及び管理料については次のとおりです。

管理料は、水道代、花殻などのごみ処理費用、墓地区画の縁石などの維持管理費を、墓地区画使用者のかたにご負担いただくもので、毎年度、6月頃に請求させていただきます。

区分	永代使用料の額	管理料の額（括弧内は初年度）
2型墓地（2㎡）	1区画につき 160,000円	1区画につき 2,400円（800円）
4型墓地（4㎡）	1区画につき 320,000円	1区画につき 2,700円（900円）
6型墓地（6㎡）	1区画につき 480,000円	1区画につき 3,000円（1,000円）
8型墓地（8㎡）	1区画につき 640,000円	1区画につき 3,300円（1,100円）

3 抽選会

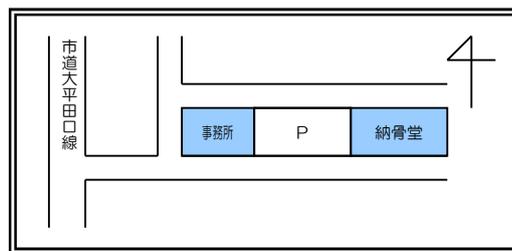
使用者の選考及び利用区画について、次のとおり抽選会を実施します。

(1) 日時

令和5年10月1日（日） 開場時間 9時45分
抽選時間 10時から11時まで

(2) 場所

岡崎墓園納骨堂 葬祭室
岡崎市才栗町字流石51番地（岡崎墓園内）



(3) 持ち物

岡崎墓園墓地利用申込書受付票

抽選会では、上記時間内にお越しいただき、抽選会係員の誘導に従い、くじを引いていただきます（来場順にくじを引きますが、先着順に区画をご用意するわけではありません）。引いたくじを抽選会係員が確認し、その場で結果をお知らせします。

【注意】

- 抽選会には原則本人が出席し、抽選を行ってください。
- 抽選会を欠席された場合は、棄権し申込みを取り下げたものとみなします。
- 抽選により墓地区画が決定します（区画は選べません）。
- 公募する区画には、過去に返還された区画もあります。
- 抽選により決定した区画の変更はできません。

(4) 抽選結果

ア 当選されたかた

4の案内により永代使用料を納付いただきます。

イ 落選されたかた

抽選会で、区画のご用意ができない旨のご案内をします。

ウ 補欠のかた

当選されたかたが辞退等され、区画に空きができた場合にご連絡いたします。

11月中旬頃までに繰上げ当選した旨の案内通知が届いたら、4の案内により納付の手続きをお願いします。なお、当選されたかたが辞退等されない場合は、改めてのご連絡はいたしませんので、ご了承ください。

4 永代使用料及び管理料の支払い

(1) 永代使用料

ご自宅へ納入通知書を送付しますので、納期限までに指定の金融機関でお支払いください。納期限は10月下旬頃を予定していますが、詳しくは抽選会の際にご案内します。なお、納期限までに納付がない場合は利用の許可ができません。

(2) 管理料

岡崎墓園墓地利用許可証とともに発送する納入通知書により、納期限までに指定の金融機関でお支払いください。なお、管理料を納めない期間が5年にわたる場合は墓地利用の許可を取り消します。

5 岡崎墓園墓地利用許可証

永代使用料の納入を確認後、**12月1日**付けで利用許可をし、「岡崎墓園墓地利用許可証」を発送します。これは、墓地区画の利用権を示す唯一の証書で、遺骨を埋蔵、改葬する場合や使用者変更（承継）などの手続きに必要です。**必ず利用許可を受けた人（使用者）が大切に保管してください。**

6 墓地の利用

(1) 墳墓の設置

墳墓の設置を行うときは、着工7日前までに墓園管理事務所に「墳墓等設置届」を提出してください。提出書類は次のとおりです。

必要なもの	注意事項
墳墓等設置届	「岡崎墓園墓地利用許可証」と一緒に送付したもの ※本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要
墳墓の見取図	高さ、幅、奥行の寸法、型式、及び施工業者名を記載したものの

【注意】

- 併せて焼骨を埋蔵する場合には、焼骨等の一覧及び火葬許可証又は改葬許可証を添付してください。
- 墳墓設置の基準は「岡崎墓園 利用の手引き」をご確認ください。
- 利用の許可を受けてから3年以内に墳墓の設置がない場合は、利用許可の取消し項目に該当しますので、ご承知おきください。

(2) 墳墓設置の報告

墳墓設置の工事が完了したら、設置状況がわかる写真を墓園管理事務所に提出してください。

(3) 利用権と管理

利用する墓地区画は使用者に永久的利用を認めるもので、墳墓の祭事を主宰する者が承継（引き継ぎ）するほかは、利用権を第三者に譲渡したり、利用区画を転貸したりすることはできません。

また、利用区画内の清掃、墳墓や植栽などの維持管理は、隣接使用者の迷惑にならないよう使用者が行っていただき、お供えの食べ物はお持ち帰りください。

(4) 各種手続き

墓地を正しく利用していただくために、各種手続きが必要な場合があります。詳細は「岡崎墓園利用の手引き」をご確認ください。

7 利用許可の取消と利用権の消滅

次の場合は利用許可を取り消すことがあります。

- 偽り又は不当な手段により墓地の利用の許可を受けたとき
- 墓地の面積2㎡以上につき1基を越えて墳墓を設置したとき
- 利用区画を他の者に貸し付け、又はその権利を他の者に譲渡したとき
- 利用の許可を受けた日から3年以内に墳墓を設けないとき
- 管理料を5年間納めないとき
- 岡崎市墓園条例、岡崎市墓園管理規則の規定、利用許可に付された条件及び市長の指示に従わなかったとき

次の場合は利用権が消滅します。

- 墓地使用者が死亡し、墓地に設けられた墳墓の祭事を主宰する者がいない場合
- 墓地使用者の住所又は生死が不明となり10年を経過した場合
- 墓地使用者が死亡して10年を経過してもなお承継承認の申請がされない場合

8 墓園管理事務所及び市の担当窓口の所在地

名称	所在地	連絡先
墓園管理事務所	〒444-3342 岡崎市才栗町字流石51番地	TEL 0564-46-3260 FAX 0564-46-3741
岡崎市保健部 保健政策課	〒444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 (岡崎げんき館2階)	TEL 0564-23-6182 FAX 0564-23-5041